

「ドーピング通報窓口 ーあなたが守るSTOP DOPINGー」について

通報対象者

次の通報対象者によるアンチ・ドーピング規則違反行為に関する情報をお持ちの方は、ドーピング通報窓口サイトにあるオンラインフォームにて情報の提供をお願いいたします。

(1) 競技者

①トップアスリート

(ア)オリンピック競技大会日本代表選手

(イ)パラリンピック競技大会日本代表選手

(ウ)公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手

(エ)公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA）日本パラリンピック委員会（JPC）が認定する強化指定選手

②公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の検査対象者登録リストに含まれる競技者

(2) サポートスタッフ

①オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における日本代表選手団の監督・コーチ等

②JOC又はJPSAの委嘱ナショナルコーチ及び専任コーチ

③JOC又はJPSAの委嘱強化スタッフ

・上記対象者に該当するか否か不明な場合でも、通報可能です。

次のメッセージを表現しました



- 通報: 情報提供
- 手を離さない: 見捨てない、助ける
- あなたが守る: 競技者、サポートスタッフ、関係者等の助けが必要
- STOP DOPING: ドーピングの抑止

どなたでも通報できます



クリーンでフェアなスポーツのために



- ・禁止物質の使用
- ・禁止物質の保有
- ・禁止物質の不正取引(譲渡、譲受) 等

見たり、聞いたりしたら、
迷わず通報!



JSCによる調査活動

あなたの勇気と行動が
スポーツの未来を守ります

アンチ・ドーピング規則違反*

アンチ・ドーピング規則違反の10の類型のうち、ドーピング検査により発見できるものは、主として、「競技者の検体に禁止物質又はその代謝物、若しくはマークーが存在すること」(2.1項)が挙げられます。その他のアンチ・ドーピング規則違反は、ドーピング検査では得られない情報(インテリジェンス)を集めることによりその特定を図ることが必要になります。

*詳細は最新の世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程をご参照ください。

こんなときは通報してください!

※原則として、通報時から遡って4年以内の行為を通報の対象としています。



競技者がクリニックで禁止方法を含む治療を受けていたという話を耳にした。



競技者が自らの検体が採取されないようにするために、JADA関係者らから見つからないように空き部屋に隠れていた。



競技者が検査を避けるために、居場所情報を直前かつ頻繁に変更し、そのことについて他の競技者に勧めていた。



競技者がドーピング検査員の弱みに付け込み、同人を脅して検体の採取を回避していた。



コーチが禁止方法を実行するための注射器等の医療機器を運んでいた。



競技者が禁止物質を含有するサプリメントをインターネット経由で購入していた。



トレーナーが競技者に対して疲労回復に有効であると称して成分不明の錠剤を服用させていた。



チームドクターが競技者らに対して、ドーピング検査をすり抜ける方法について指導していた。